

東京都公安委員会告示第 2,199 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 10 月 30 日

東京都公安委員会

記

- 1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

- 2 弁明書の提出先

江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センター違反金管理係

- 3 弁明書の提出期限

令和 8 年 11 月 27 日

- 4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

竹岡 駿吾
中野 格輔
株式会社 シューインターナショナル
谷本 薫平
永田 大樹
河村 絵美
株式会社 クアトロサウンズ
株式会社 オルディス
島倉 直人
佐藤 海斗
塚越 純平

放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-111-260918-208044)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-325-260905-405399)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-329-260822-203068)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-329-260923-203339)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-331-261003-420013)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-332-260923-202879)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-440-260831-202905)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-660-261007-201123)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-661-260715-408352)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-773-260923-203371)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-878-260928-448388)